

平成 18 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡
(コード番号:9962 東証第一部)
責任者役職名 経営総務室長 小沢 幸雄

株式の分割(無償交付)に関するお知らせ

平成 18 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において、株式の分割(無償交付)に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株主への利益還元を行い、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とする。

2. 株式分割の概要

平成 18 年 4 月 1 日(土曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 18 年 3 月 31 日(金曜日)最終の発行済株式総数に 1.0 を乗じた株式数とする。ただし、計算の結果 1 株未満の端数株式が生じた場合は、その端数株式を切捨てる。

(2) 分割の方法

平成 18 年 3 月 31 日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。

3. 日程

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 株式分割基準日 | 平成 18 年 3 月 31 日 (金曜日) |
| (2) 効力発生日 | 平成 18 年 4 月 1 日 (土曜日) |
| (3) 株券交付日 | 平成 18 年 5 月 19 日 (金曜日) |

4. 配当起算日 平成 18 年 4 月 1 日 (土曜日)

5. 当社が発行する株式の総数の増加

平成 18 年 4 月 1 日(土曜日)付をもって当社定款を変更し、発行する株式の総数を 170,000,000 株増加して、340,000,000 株とする。

6. その他、この株式の分割について必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

【 ご参考 】

1. 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示しないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株引受権および新株予約権の行使により新株式発行の可能性があり、分割基準日当日にならなければ同日現在の発行済株式総数が確定しないためであります。
2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 18 年 1 月 31 日現在を基準として計算すると、次のとおりとなります。
 - ・現在の発行済株式総数 43,550,042 株
 - ・今回の増加株式数 43,550,042 株
 - ・増加後の発行済株式総数 87,100,084 株
3. 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。
 - ・平成 18 年 1 月 31 日現在の資本金 3,187,049,890 円
4. 今回の株式の分割は平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）を配当起算日としておりますので、平成 18 年 3 月期期末配当金に対する影響はありません。
5. 行使価額の調整

今回の株式の分割に伴い、当社の旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づくストックオプションおよび新株予約権の行使価額を平成 18 年 4 月 1 日以降、次のとおり調整する。

銘柄	調整後行使価額	調整前行使価額
(1)新株引受権（平成 13 年 7 月 31 日付与）	2,744 円	5,488 円
(2)新株予約権（平成 14 年 7 月 1 日付与）	1,588 円	3,176 円
(3)新株予約権（平成 15 年 3 月 3 日付与）	1,154 円	2,308 円
(4)新株予約権（平成 15 年 7 月 1 日付与）	1,394 円	2,787 円
(5)新株予約権（平成 15 年 12 月 1 日付与）	1,742 円	3,484 円
(6)新株予約権（平成 16 年 7 月 1 日付与）	1,795 円	3,590 円
(7)新株予約権（平成 17 年 3 月 15 日付与）	1,735 円	3,470 円
(8)新株予約権（平成 17 年 7 月 1 日付与）	1,785 円	3,570 円

以上